

# 児童手当の現況届がはじまります

届け出期間  
平成 29 年  
6/12 月～  
6/30 金

児童手当を受給している方は、毎年 6 月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年 6 月 1 日における状況を把握し、6 月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

この届出の提出がないと 6 月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。  
◆6 月初旬頃、受給者の方へ役場から個人通知を発送します。内容をご確認のうえ必ず届出してください。

※受付時間  
平日 8:30～17:15  
(6/23 は受付できません)

## 児童手当支給額（所得制限があります）

## 所得制限限度額（この限度額を超えた場合は特別給付として児童 1 人あたり月額 5 千円の支給になります。）

児童の年齢	児童手当の額(1人あたりの月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (※第3子以降は 15,000円)
中学生	一律 10,000円

扶養親族等の数	所得制限限度	収入額の目安
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。



## 出生や転入後、児童手当の手続きは済んでいますか？

出生したり、児童手当の受給者が町外から転入した場合、児童手当を受給するためには異動があった日の翌日から15日以内に役場窓口で手続きをする必要があります（公務員の方は勤務先での手続きとなります）。手続きがまだの方は早めに行ってください。

※手続きが遅れると、支給される手当も減ってしまいますのでご注意ください。



お問い合わせ こども課 ☎889-7028

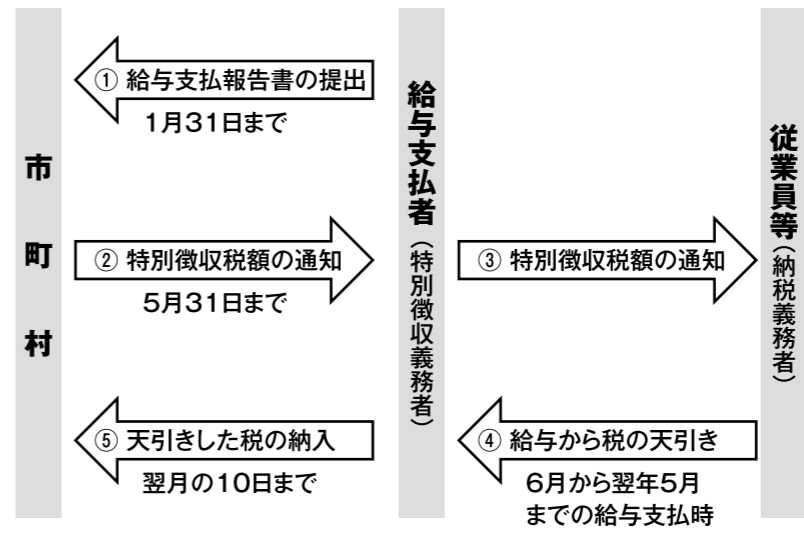
# 個人住民税の特別徴収はご存じでしょうか。



## ○特別徴収とは・・・

事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。（地方税法第321条の4）

## ●特別徴収による納税の流れ



## ●従業員のメリット

- ・毎月、給料から天引きされるため納め忘れがありません。
- ・普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの従業員の負担が少なくなります。
- ・一人ひとりが毎月ごとに金融機関等に出向く手間を省くことができます。

## ●事業主の負担は？

- ・所得税のように、税額の計算はありません。
- ・従業員が常時10名未満の場合は、申請により、年12回の納期を年2回とすることができます。

# 沖縄県下、特別徴収義務者の一斉指定を実施します！

○県内特別徴収義務者一斉指定に伴い、平成29年度町・県民税（住民税）課税分から原則、全ての事業主を特別徴収義務者として指定します。

なお、町・県民税が普通徴収（個人納付）となる場合もございますのでお問い合わせください。

お問い合わせ 税務課 住民税班 ☎889-4413

## 国保年金課の夜間窓口（納税相談）について

国民健康保険税の納付について、夜間窓口を開設しています。

➡ 毎週木曜日のみ  
(午後5時15分～午後8時まで)

※納税相談には多少時間がかかりますので、事前にご連絡の上、時間に余裕をもってお越しください。



お問い合わせ  
国保年金課 保険税班 ☎889-1798

## 税務課の夜間窓口（納税相談）の変更について

平成29年6月1日から、下記のとおり夜間窓口の開設日が変更になります。

毎週木曜日 ➡  
第2・第4木曜日  
(午後5時15分～午後8時まで)

※納税相談には多少時間がかかりますので、午後7時30分までに来課ください。

お問い合わせ  
税務課 管理収納班 ☎889-0523

# 平成29年度 慰霊巡拝の実施について

旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者を対象として、慰霊巡拝を行うことを目的とした、政府による事業です。

## 費用

「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)」に基づいて算出された外国旅費と居住地都道府県の県庁所在地から出発地までの往復の内国旅費の合計額の3分の1程度が補助金として支給されます。(遺族の方には補助金の支給がありますが、同行する介助者に対しては補助金の支給はありません)

## 参加資格

慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の配偶者(再婚した者を除く)、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪であること。

## 申込方法

こども課 援護担当にて受付 ☎889-7028

## 《派遣地域》

- |            |                 |              |
|------------|-----------------|--------------|
| ① ハバロフスク地方 | ② イルクーツク州       | ③ クラスノヤルスク地方 |
| ④ 沿海地方     | ⑤ 中国東北方         | ⑥ 東部ニューギニア   |
| ⑦ インドネシア   | ⑧ 硫黄島           | ⑨ トラック諸島     |
| ⑩ フィリピン    | ⑪ マーシャル・ギルバート諸島 |              |

## 日程の詳細・お問い合わせ

沖縄県子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課 ☎866-2500  
南風原町役場 こども課 援護担当 ☎889-7028